

妙高市分別収集計画 (第9期)

令和元年6月

新潟県妙高市

－ 目 次 －

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

妙高市一般廃棄物処理基本計画では、「美しい自然環境と人が共生する資源循環のまち」を将来像に掲げ、できる限り環境に負荷をかけずに、美しい自然環境と人が共生しながら、持続的な発展を続けるまちの実現を目指しています。

この将来像の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業所・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分量の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・市民・事業者・行政の協働
- ・「もったいない」の心の醸成による『3R』の推進
- ・安全・安心で効率的なごみ処理体制の整備と適正管理

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	1,338t	1,317t	1,297t	1,279t	1,261t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

(1) ごみ発生・排出抑制の推進

①市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の取り組みの推進

- ・「環境市民会議」をはじめとした市民・事業者・行政がお互いに情報交換ができる場の充実を図る
- ・地域が主体となって行われる集積所の管理や適切な分別・排出方法の指導等の取り組みを推進する
- ・マイバッグの持参奨励、簡易包装を推進する

②ごみ減量に向けた情報提供・啓発活動の推進

- ・ごみ減量・リサイクル地域説明会並びに広報・ローカルテレビ等メディアを活用し、わかりやすい啓発活動に努める

③環境教育の充実

- ・施設見学、出前講座や食育と連携したごみ減量と資源化のための環境教育の充実を図る

(2) 再利用・再生利用の促進

①リユースの啓発普及の推進

- ・不用品登録バンク制度の情報提供や環境イベントに合わせたリユースマーケットの活用を促進する

②リサイクルの輪の推進

- ・公共施設やごみ処理施設における拠点回収の充実を図る
- ・販売店等における店頭回収を定着・拡大を図り、身近な場所での回収を推進する

③事業系ごみの減量と資源化の促進

- ・排出者責任に基づく、家庭系ごみと同様の分別排出を徹底することで、事業系ごみの減量と資源化を促進する

(3) 環境低負荷で効率的なごみ処理の推進

① 効率的な収集運搬・適正処理の推進

- ・ 収集区分・排出方法・回収日について、排出量の変化や資源物収集の見直し等により、合理化と効率化を図る

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、妙高市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	あき缶
主としてガラス製の容器（無色、茶色、その他の色区別なし）	あきビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	34 t		33 t		33 t		33 t		33 t	
主としてアルミ製の容器	34 t		33 t		33 t		33 t		33 t	
主としてガラス製の容器	(合計) 282 t		(合計) 278 t		(合計) 274 t		(合計) 270 t		(合計) 266 t	
	(引渡) t	(独自処理) 282 t	(引渡) t	(独自処理) 278 t	(引渡) t	(独自処理) 274 t	(引渡) t	(独自処理) 270 t	(引渡) t	(独自処理) 266 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	568 t		559 t		551 t		543 t		535 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 110 t		(合計) 108 t		(合計) 106 t		(合計) 104 t		(合計) 102 t	
	(引渡) t	(独自処理) 110 t	(引渡) t	(独自処理) 108 t	(引渡) t	(独自処理) 106 t	(引渡) t	(独自処理) 104 t	(引渡) t	(独自処理) 102 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 215 t		(合計) 212 t		(合計) 209 t		(合計) 206 t		(合計) 203 t	
	(引渡) 215 t	(独自処理) t	(引渡) 212 t	(独自処理) t	(引渡) 209 t	(独自処理) t	(引渡) 206 t	(独自処理) t	(引渡) 203 t	(独自処理) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

算定方法は、下記のとおりです。

直前年度（平成30年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、過去5年間の人口推移による人口予測を勘案し、次のとおり設定しました。

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
31,622人 (対前年度比) △1.5%	31,148人 (対前年度比) △1.5%	30,681人 (対前年度比) △1.5%	30,221人 (対前年度比) △1.5%	29,768人 (対前年度比) △1.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集は完全実施していることから、現行の収集体制とするが、排出量の変化など必要に応じて、見直しを実施します。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
あき缶	スチール製容器	あき缶	委託業者による定期収集	市(選別→保管)
	アルミ製容器		委託業者による定期収集	市(選別→保管)
あきビン	ガラス製容器(無色、茶色、その他の色区別なし)	あきビン	委託業者による定期収集	民間業者委託
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による定期収集	民間業者委託
	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者委託
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	民間業者委託
			スーパー等の店頭での拠点回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	民間業者委託

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

あき缶については、「あらい再資源センター」で選別・圧縮・保管していますが、施設設備の老朽化、拠点回収施設としての資源物搬入量の増加に対応した施設整備の改良及び修繕を行い、施設設備の延命化と機能向上を図ります。

その他の容器包装廃棄物については、当面、民間業者に処理を委託します。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 進行管理の実施

計画的なごみの減量及び適正処理を推進するため、「妙高市環境市民会議」において、市民・事業者・市が一体となったごみの発生抑制・減量の取り組み状況について検証し、施策及び事業の検討を行い、着実な推進を図ります。

(2) ごみ減量及び適正処理に関する情報管理・提供

ごみの発生抑制・資源化の推進、適正かつ効率的な収集運搬・処理の推進、清掃事業経費の抑制を推進するため、また、減量施策実施による効果把握のため、関連情報の収集、把握に努め、検証を行います。

また、ごみの発生抑制及び資源化の推進に係る情報等については、市広報紙やホームページ等を通して提供したり、地区及び団体における学習会等において説明するとともに、事業効率化のための意見交換などを行い、事業実施に反映していくものとします。

(3) 関係機関及び近隣市との連携

法令改正、国・県における廃棄物行政及び資源循環計画等について、情報収集を行い、適時適切な廃棄物の処理、減量・資源化事業を実施します。

また、近隣市との情報交換及び連携強化により、効率的・合理的なごみの分別・収集・運搬・処理の実施、施設の運営・整備の調整を実施するなど、事業実施に反映していくものとします。

容器包装廃棄物排出量見込み(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物 排出量の見込み	=	直近容器包装廃棄物 排出量	+	他のごみへの 混入分
--------------------	---	------------------	---	---------------

①容器包装廃棄物排出量の算出＝平成30年度の収集実績+他のごみへの混入分

品目	排出量 実績(A)	他のごみへの 混入分(B)	合計 (A) + (B)
スチール製容器	36	1	37
アルミ製容器	36	1	37
ガラス製容器(色分けなし)	290	1	291
飲料用紙製容器	3	1	4
段ボール	586	59	645
紙製容器包装	0	0	0
ペットボトル	114	11	125
プラスチック製容器包装	221	22	243
うち白色トレイ	0	0	0
容器包装廃棄物合計	1,286	96	1,382

※他のごみへの混入分
の考え方

- ・スチール缶,アルミ缶は不法投棄回収分として1 t 見込む
- ・ビンは埋立てごみ混入分として1 t 見込む
- ・その他は排出量実績の10%程度を+αとして見込む

②人口変動率の算出

過去5年間の人口推移(基準日各年度10月1日とする)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基準日人口	34,665	34,107	33,627	33,132	32,593
外国人	0	0	0	0	0
人口計	34,665	34,107	33,627	33,132	32,593
増減数		-558	-480	-495	-539
前年度対比(人口変動率)		98.4	98.6	98.5	98.4

※人口変動率は、平均値 98.5 とする。

将来人口推計

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
推移人口	32,104	31,622	31,148	30,681	30,221	29,768
前年度対比	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5
人口変動率	△ 1.5%	△ 1.5%	△ 1.5%	△ 1.5%	△ 1.5%	△ 1.5%

③見込み量の算出(①×②人口変動率)

品目	H30実績	R元	R2	R3	R4	R5	R6
スチール製容器	37	36	35	34	33	33	33
アルミ製容器	37	36	35	34	33	33	33
ガラス製容器(色分けなし)	291	287	283	279	275	271	267
飲料用紙製容器	4	4	4	4	4	4	4
段ボール	645	635	625	616	607	598	589
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	125	123	121	119	117	115	113
プラスチック製容器包装	243	239	235	231	228	225	222
うち白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,382	1,360	1,338	1,317	1,297	1,279	1,261

特定分別基準適合物(法第8条第2項第4号)

●直近年度の排出量実績を用いて算出する。

①平成30年度排出量実績

品目	排出量 実績
スチール製容器	36
アルミ製容器	36
ガラス製容器（色分けなし）	290
飲料用紙製容器	3
段ボール	586
紙製容器包装	0
ペットボトル	114
プラスチック製容器包装	221
うち白色トレイ	0
合計	1,286

②人口変動率の算出

過去5年間の人口推移（基準日10月1日とする）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基準日人口	34,665	34,107	33,627	33,132	32,593
外国人	0	0	0	0	0
人口計	34,665	34,107	33,627	33,132	32,593
増減数		-558	-480	-495	-539
前年度対比（人口変動率）		98.4	98.6	98.5	98.4

※人口変動率は、平均値 98.5 とする。

将来人口推計

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
推移人口	32,104	31,622	31,148	30,681	30,221	29,768
前年度対比	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5
人口変動率	△ 1.5 %	△ 1.5 %	△ 1.5 %	△ 1.5 %	△ 1.5 %	△ 1.5 %

③見込み量の算出（①平成30年度実績×②人口変動率）

品目	H30実績	R元	R2	R3	R4	R5	R6
スチール製容器	36	35	34	33	33	33	33
アルミ製容器	36	35	34	33	33	33	33
ガラス製容器（色分けなし）	290	286	282	278	274	270	266
飲料用紙製容器	3	3	3	3	3	3	3
段ボール	586	577	568	559	551	543	535
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	114	112	110	108	106	104	102
プラスチック製容器包装	221	218	215	212	209	206	203
内白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,286	1,266	1,246	1,226	1,209	1,192	1,175

